

総務省

○農林水産省告示第二号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、同条第一項に規定する産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十四日

総務大臣 野田 聖子

農林水産大臣 齋藤 健

国土交通大臣 石井 啓一

半島振興対策 実施地域の名 称	紀伊	幡多
産業振興促進計画の区域	和歌山県日高郡由良町の全域	高知県幡多郡大月町の全域
産業振興促進 計画の作成主 体の名称	由良町	大月町
産業振興促進計 画の名称	由良町産業振興 促進計画	大月町産業振興 促進計画
産業振興促進計 画を認定した日	平成三十年 四月二十四日	平成三十年 四月二十四日

薩摩	鹿児島県南九州市の全域	高知県幡多郡黒潮町の区域の一部（旧大方町）	高知県幡多郡三原村の全域	
			三原村	黒潮町
	南九州市	黒潮町	三原村	三原村産業振興促進計画
	興促進計画	南九州市産業振興促進計画	黒潮町産業振興促進計画	三原村産業振興促進計画
	四月二十四日	平成三十年	四月二十四日	平成三十年
	四月二十四日	平成三十年	四月二十四日	平成三十年